

会議の名称	産業建設委員会 協 議 会	開催月日・令和4年6月22日 開会時間・午前・午後 9時56分 閉会時間・午前・午後10時01分
出席者	花村 隆 川柳 雅裕 野口 佳宏 藤川 貴雄 山田 紘治 星野 明	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	豊島 保夫	
説明のために出席した者	石黒副市長 山田建設部長 鈴木土木監理課長 近藤土木監理課係長 藤井上下水道部長 澁谷経営課長 前田経営課主幹 中島工務課長 宇野工務課課長補佐 伊藤市民協働部次長 吉村秘書広報課長	
協議事項	1. 付託案件の審査 議第37号 羽島市水道事業給水条例及び羽島市下水道条例の一部を改正する条例について 議第39号 市道路線の認定について	

【開会=午前9時56分】

花村委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました議案については、お手元に配付した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いいたします。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言していただいで構いません。

それでは「議第37号 羽島市水道事業給水条例及び羽島市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

藤川委員

それでは、議第37号 羽島市水道事業給水条例及び羽島市下水道条例の一部を改正する条例について、議案書は9ページになります。議案詳細説明では下水道料金の見直しに伴い、水道料金を一時的に減免する制度を実施すると説明がありましたが、この減免制度の適用を受けるにあたって申請は必要となりますでしょうか。もしも必要ということであれば、手続きの流れや必要書類と申請手続きについてご説明をお願いいたします。

経営課長

お答えいたします。水道を使用されている方の減額につきましては、特に手続きをしていただく必要はなく、令和5年1月使用分から2年間、基本料金の減額を適用する予定でございます。一方、水道ではなく井戸等をご使用の方につきましては、減額申請書を提出していただく手続きを予定しております。手続きに係る負担を軽減するため、申請は前年分についてまとめて行っていただき、後日、減額料金分をお振込みする流れで手続きをする予定をしております。該当する方につきましては、個別に申請書を送付し、手続きについてご案内したいと考えております。以上でございます。

花村委員長

質疑のある方、ご発言を願います。

(質疑なし)

花村委員長

質疑を終わります。

花村委員長	<p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第37号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
花村委員長	<p>ご異議なしと認め、議第37号は原案の通り可決すべきものに決しました。</p> <p>次に議第39号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
藤川委員	<p>それでは、議第39号 市道路線の認定についてお尋ねいたします。議案書は23ページの図を見ながらお尋ねいたします。この蜂尻42号線の行き止まり箇所がございますが、この行き止まりの箇所の対応についてお聞かせをください。</p>
土木監理課長	<p>お答えします。蜂尻42号線の行き止まり部分には、ガードパイプと反射板が設置されております。以上でございます。</p>
花村委員長	<p>他に質疑ありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
花村委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
花村委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第39号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
花村委員長	<p>ご異議なしと認め、議第39号は原案の通り可決すべきものに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了い</p>

	<p>たしました。これをもちまして産業建設委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任を願います。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会=午前 1 0 時 0 1 分】</p>
--	--